南九州市告示第187号

南九州市国民健康保険税条例における旧被扶養者に係る条例減免の取扱い要領の一部を改正する要領を次のように定めた。

令和８年11月10日

南九州市長　　塗　木　弘　幸

南九州市国民健康保険税条例における旧被扶養者に係る条例減免の取扱い要領の一部を改正する要領

南九州市国民健康保険税条例における旧被扶養者に係る条例減免の取扱い要領（平成21年南九州市告示51号）の一部を次のように改正する。

第３条第２号中「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加える。

附　則

この告示は、告示の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。